障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の１単位単価の見直し

＜現行＞

			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
			18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設			11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
児童デイサービス			＊ 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児（者）通園事業			－							
肢体不自由児通園施設支援			10円							
児童デイサービス（再掲）			＊ 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児（者）通園事業（再掲）			－							
－			－							
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合		11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
	第二種自閉症児施設の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
盲ろうあ児施設支援	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児療護施設支援			11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
第一種自閉症児施設支援			10円							
肢体不自由児施設支援			10円							
重症心身障害児施設支援			10円							
－			－							

＜見直し後＞

					1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
					18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合			11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合			11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		主たる対象が重症心身障害の場合			11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円
	医療型児童発達支援（含：指定医療機関）				10円							
	放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害の場合			11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		主たる対象が重症心身障害の場合			11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円
	保育所等訪問支援				11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援	福祉型	知的障害の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症の場合			11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
		盲ろうあの場合	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
				併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
		肢体不自由の場合			11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
	医療型（含：指定医療機関）	自閉症の場合			10円							
		肢体不自由の場合			10円							
		重症心身障害の場合			10円							
障害児相談支援					11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の１単位単価の経過措置

＜現行＞　5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

↓

＜平成24年度＞　18区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→6級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→6級地 乙地→2級地	甲地→7級地 乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地 丙地→2級地	乙地→7級地 丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→6級地	丙地→7級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合）	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円

↓

＜平成25年度＞　15区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地 乙地→2級地	特甲地→6級地 甲地→4級地	乙地→3級地 丙地→2級地	乙地→4級地	甲地→6級地 丙地→3級地	乙地→5級地	丙地→4級地	甲地→7級地 乙地→6級地	乙地→7級地 丙地→6級地	乙地→その他 丙地→7級地	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合）	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円

↓

＜平成26年度＞　21区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地 丙地→3級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→6級地	乙地→5級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	甲地→7級地	乙地→7級地	丙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合）	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円

↓

＜平成27年度以降＞　見直し後の最終的な8区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合）	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

＊　平成２４年度から２６年度までの表の見方

次頁の表を見て、〔現行の障害者の地域区分〕　〔障害児の地域区分〕

丙地（０％）　→　７級地（３％）

の市町村の場合、「丙地→７級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の１単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域等〕

＊　下線は官署が所在しない地域等

		障害児の地域区分							
		1級地（18%）	2級地（15%）	3級地（12%）	4級地（10%）	5級地（8%）	6級地（6%）	7級地（3%）	その他（0%）
現行の障害者の地域区分	特別区（12%）	特別区							
	特甲地（10%）		東京都　武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県　鎌倉市 大阪府　大阪市、守口市 兵庫県　芦屋市	東京都　八王子市、立川市、府中市、調布市 神奈川県　横浜市、川崎市 愛知県　名古屋市 大阪府　高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市 兵庫県　西宮市、宝塚市	東京都　三鷹市、小金井市 神奈川県　横須賀市、逗子市 京都府　京都市 大阪府　堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 兵庫県　神戸市、尼崎市		大阪府　岸和田市、忠岡町		
	甲地（6%）			埼玉県　さいたま市 大阪府　高石市	千葉県　千葉市 福岡県　福岡市		神奈川県　葉山町 大阪府　泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市 兵庫県　伊丹市	福岡県　北九州市	
	乙地（3%）		埼玉県　和光市 東京都　福生市、清瀬市 神奈川県　厚木市 大阪府　門真市	茨城県　つくば市 埼玉県　志木市 千葉県　船橋市、浦安市 東京都　昭島市、小平市、日野市、東久留米市 神奈川県　海老名市	千葉県　市川市、松戸市、四街道市、習志野市、八千代市 東京都　青梅市、東村山市、あきる野市 神奈川県　相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市、座間市 滋賀県　大津市 大阪府　堺市、大東市 奈良県　奈良市、大和郡山市 広島県　広島市、府中町	東京都　東大和市 大阪府　松原市	宮城県　仙台市 埼玉県　川越市、川口市、所沢市、越谷市、戸田市、朝霞市、蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市、鳩ヶ谷市 千葉県　柏市 神奈川県　平塚市、伊勢原市、寒川町 静岡県　静岡市 京都府　宇治市 大阪府　羽曳野市、藤井寺市 兵庫県　川西市	北海道　札幌市 埼玉県　草加市 東京都　武蔵村山市 神奈川県　小田原市、三浦市 愛知県　岡崎市 京都府　向日市、長岡京市 大阪府　柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県　姫路市、明石市 和歌山県　和歌山市 岡山県　岡山市 長崎県　長崎市	北海道　小樽市 静岡県　熱海市、伊東市 奈良県　生駒市 山口県　下関市 福岡県　久留米市、飯塚市
	丙地（0%）		茨城県　取手市 千葉県　成田市、印西市	千葉県　袖ヶ浦市 愛知県　刈谷市、豊田市 奈良県　天理市	茨城県　水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県　鶴ヶ島市 千葉県　富津市 愛知県　豊明市 三重県　鈴鹿市 滋賀県　草津市		茨城県　日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県　宇都宮市 埼玉県　行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県　茂原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県　秦野市 山梨県　甲府市 静岡県　沼津市、御殿場市 愛知県　瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 三重県　津市、四日市市 滋賀県　守山市、栗東市 京都府　亀岡市、京田辺市 大阪府　河内長野市、大阪狭山市 兵庫県　三田市 奈良県　大和高田市、橿原市	宮城県　名取市、多賀城市 茨城県　龍ヶ崎市、筑西市 栃木県　鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県　前橋市、高崎市、太田市 埼玉県　熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、杉戸町、北川辺町、栗橋町 千葉県　野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町 富山県　富山市 石川県　金沢市 福井県　福井市 長野県　長野市、松本市、諏訪市 岐阜県　岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県　浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県　豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、三好町、豊山町 三重県　桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県　彦根市、長浜市 京都府　木津町 大阪府　泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県　加古川市、三木市 奈良県　桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県　橋本市 広島県　廿日市市、海田町、坂町 山口県　周南市 香川県　高松市 福岡県　筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	すべての都道府県の1級地から7級地以外の地域

＊　地域区分を適用する市町村の区域については、平成 18 年４月１日。

＊　平成 15 年４月２日から 18 年４月１日の間に、市町村合併により、Ａ市にＢ町が編入してＡ市になった場合や、Ａ市とＢ市の合併によりＣ市を新設した場合等は、平成 18 年４月１日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頴田町については、平成 27 年４月１日から下関市、久留米市又は飯塚市の区域として取り扱うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は０％とする）。

＊　市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。